

航空コンテナスペース利用促進事業利用要領

【沿革】 令和5年4月3日施行、令和6年4月1日一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、沖縄県（以下「県」という。）が実施する航空コンテナスペース利用促進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第19条の規定に基づき、航空コンテナスペース利用促進事業（以下「本事業」という。）の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 輸出事業者等
生産者、製造業者、商社等卸業者、流通業者及び貨物利用運送事業者
- (2) 航空運送事業者
交付要綱第3条に規定する補助対象事業者
- (3) 対象貨物
農作物、畜産物、水産物、加工食品、化粧品、工芸品、航空機部品、精密機械等及びそれらに付随する販促品（販促品単独の貨物は対象外）で那覇空港から対象仕向地まで航空輸送する貨物とする。
- (4) 対象仕向地
交付要綱別表1に規定する国・地域（対象仕向地を経由する場合を含む。）とする。

(事業内容)

第3条 本事業は、航空運送事業者が、輸出事業者等に販売するコンテナ又は貨物スペースに係る費用のうち、航空運賃（燃油サーチャージ及び通関手数料等の諸費用を除く）に対して補助を実施することにより、輸出事業者等が負担する航空運賃の一部を支援する。

なお、本事業は、当該年度予算の範囲内において行うものであり、上限に達した場合は事業を終了する。

(実施期間)

第4条 実施期間は、当該会計年度の4月1日から3月10日までとする。

(利用資格及び利用条件)

第5条 本事業の利用条件は次のとおりとする。

- (1) 利用資格
 - ア 沖縄県内に本店又は支店を有する輸出事業者等であること。
 - イ 本事業が終了した場合も、継続して那覇空港を利用した輸出事業を計画する者

ウ 対象貨物の輸送に係る諸経費を県又は航空運送事業者に開示することが可能である者

(2) 利用条件

利用可能貨物重量は、輸送1件（1 Air Waybill）単位の重量（キログラム）とする。

（利用申込方法）

第6条 本事業を利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）は、利用しようとする日の2週間前までに、次の各号に掲げる書類を県に提出し、その利用承認を受けなければならない。

- (1) 航空コンテナスペース利用促進事業利用申込書（第1号様式）
- (2) 誓約書（第2号様式）
- (3) 履歴事項全部証明書
- (4) 県税納税証明書（法人事業税又は個人事業税の直近1年分の未納がないことを証明するもの）
- (5) 国税納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税又は申告所得税の直近1年分の未納がないことを証明するもの）

2 前項3号から5号までの書類は、申込日から6月以内に発行されたものであること。
なお、これらの証明書類は、原本証明を付して写しを提出することができることとする。

（利用方法）

第7条 県から利用承認を受けた者（以下「本事業利用者」という。）は、本事業の利用に当たって、対象貨物の輸送に係る費用とその支払方法及び貨物搬入の時期や場所、方法等について、航空運送事業者と事前に調整のうえ利用すること。

（貨物利用運送事業者の事務処理等）

第8条 貨物利用運送事業者が本事業を利用する場合は、次に掲げる事務を行うこととする。

- (1) 貨物利用運送事業者は、本事業利用者から集約した対象貨物に係る航空運賃について、当該貨物を輸送させる航空運送事業者に当該航空運賃に係る県補助予定額を事前に調整及び確認したうえで、これを勘案した航空運賃を本事業利用者に請求すること。
- (2) 貨物利用運送事業者は、対象貨物のうち、那覇空港から国外空港へ輸送する貨物及び那覇空港から国内空港を経由して国外空港へ輸送する貨物を区分したうえで、その県産品及び県外産品の重量を適正に管理し、県又は航空運送事業者からの求めに応じて報告すること。

（留意事項）

第9条 本事業利用者は、本事業の利用に当たって次に掲げる事項に留意して利用する

こと。

- (1) 本事業の対象となる貨物輸送方法は常温輸送であるため、保冷コンテナの利用等に当たっては、航空運送事業者と事前に調整すること。
- (2) 本事業利用者は、次のいずれかに該当する場合は、県により、本事業の利用停止又は利用承認が取り消される場合があることに留意すること
 - ア 県に提出する利用申込書及び誓約書等並びに航空運送事業者へ提出する対象貨物の輸送に係る関係書類に故意又は重大な過失による虚偽の記載が判明した場合
 - イ 航空運送事業者から請求される航空運賃の一部及び燃油サーチャージ等の対象貨物の輸送に係る諸費用の支払が滞っていることが判明した場合
 - ウ その他本事業の適正かつ円滑な運営に支障があると判断する場合

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月3日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

国際航空物流機能強化推進事業（航空コンテナスペース利用促進事業）利用申込書

申込日 令和〇年〇月〇日

1 事業者の概要			
事業者名			
代表者 役職・氏名			
所在地 1			
所在地 2（本社が県外の場合の県内拠点）			
主な事業概要			
HPアドレス			
設立年月日		資本金（千円）	
前年（期）の売上高			
2 これまでの輸出事業の事業内容・実績（前年・直近、千円）			
（事業内容） （事業実績）			
3 本事業を活用した事業展開の内容、輸出品目			
（事業内容） （輸出品目）			
4 本事業終了後の輸出計画			
5 県への要望事項等			
6 担当者連絡先			
担当者 1	職・氏名		
	E-mailアドレス		
	電話番号		
担当者 2 （県外事業者の場合の 県内拠点連絡先）	職・氏名		
	E-mailアドレス		
	電話番号		

輸出計画

- ※ 本事業を活用しての輸出実績及び計画を入力すること。
- ※ 品目名は主な取扱商品名を数点入力し、少量多品目で区分が困難な場合は「その他加工品」等でまとめることも可。
- ※ 産地区分の欄は、「（沖縄）県産品」又は「県外産品」を入力すること。

仕向地	品目名	産地区分	輸出事業者	現地取引先 (販売先)	実績		計画	
					n-2年度	n-1年度	申請(n)年度	n+1年度
					上段：輸出金額		下段：輸出重量	
					0千円	0千円	0千円	0千円
					0トン	0トン	0トン	0トン
					0千円	0千円	0千円	0千円
					0トン	0トン	0トン	0トン
					0千円	0千円	0千円	0千円
					0トン	0トン	0トン	0トン
					0千円	0千円	0千円	0千円
					0トン	0トン	0トン	0トン
					0千円	0千円	0千円	0千円
					0トン	0トン	0トン	0トン
					0千円	0千円	0千円	0千円
					0トン	0トン	0トン	0トン
					0千円	0千円	0千円	0千円
					0トン	0トン	0トン	0トン
					0千円	0千円	0千円	0千円
					0トン	0トン	0トン	0トン
合計					0千円	0千円	0千円	0千円
					0トン	0トン	0トン	0トン

※ 申込書に次の書類を添えて提出すること

- ① 誓約書（様式2）
- ② 履歴事項全部証明書
- ③ 県税納税証明書
- ④ 国税納税証明書

各証明書は、申込日から6月以内に発行されたものであること。

令和 年 月 日

誓 約 書

沖縄県知事 殿

住所（本社所在地・郵便番号）

氏名（名称及び代表者の氏名）

私は、国際航空物流機能強化推進事業（航空コンテナスペース利用促進事業補助金）の利用申込にあたり、沖縄県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないことを誓約します。

（参 考）

沖縄県暴力団排除条例

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

（中略）

- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。